

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊人安第113号

令和3年8月17日

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う下位法令の改正について（通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）については、一部の規定が令和3年8月26日（以下「施行日」という。）から施行されるところ、令和3年8月13日、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第230号。以下「改正令」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則（令和3年国家公安委員会規則第8号。以下「改正規則」という。）が公布され、施行日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、改正令及び改正規則の概要等については、別添「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う下位法令の改正について（通達）」（令和3年8月13日付け警察庁丙生企発第84号）のとおりであるので、各所属にあっては誤りのないよう対応されたい。

※ 警察庁通達「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う下位法令の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。